第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所　一
破産、免責関係　一
地方公共団体　二九
行旅死亡人関係　二九
会社その他　三一
会社決算公告　三一

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１４１号
奈良県橿原市小槻町344番地の１　アクエールＡ203、前住所奈良県大和高田市曙町18番23号
債務者　宮本　敏博
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀
4　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
千葉県船橋市前原西６丁目１番71号　デュオヒルズ津田沼109号
債務者　川村　達也
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平木　正雄
4　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２００号
奈良県大和郡山市馬司町231番地１　コーポレート筒井201
債務者　比嘉　康之
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　博美
4　破産債権の届出期間　平成28年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２９号
奈良市中登美ヶ丘４丁目１番地　ローレルスクエア登美ヶ丘第Ⅰ期３―307号
債務者　平井　惠三
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　破産債権の届出期間　平成28年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７６８号
千葉県船橋市新高根５丁目19番７号　デ・マドアール201号
債務者　黒岩　　清
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９９号
千葉市若葉区高品町899番地１　高品ハイツ２棟808号
債務者　小澤　孝之
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　昌秀
4　破産債権の届出期間　平成28年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２２号
千葉市中央区村田町276番地15
債務者　中山　由貴
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　愛彦
4　破産債権の届出期間　平成28年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９１号
千葉市中央区千葉寺町119番地１　レオパレスみどりⅢ　102号
債務者　池田　知央
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　尚志
4　破産債権の届出期間　平成28年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４７号
千葉県船橋市飯山満町１丁目1389番地２　ペロー弐番館102号
債務者　長澤　　定
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知也
4　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
大分県中津市大字湯屋390番地15
債務者　火箱　輝弘
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　康利
4　破産債権の届出期間　平成28年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係